

令和4年度第2次補正「モバイル決済モデル統一規格・海外連携事業費補助金（統一QRコード決済の相互運用に係るシステム構築事業）」に係る補助事業者募集要領

令和5年3月31日
経済産業省
商務・サービスグループ
キャッシュレス推進室

経済産業省では、令和4年度第2次補正「モバイル決済モデル統一規格・海外連携事業費補助金（統一QRコード決済の相互運用に係るシステム構築事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、

刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

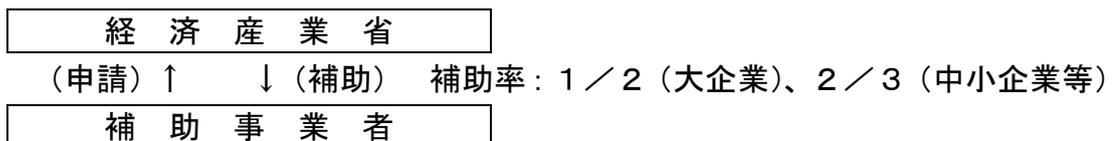
近年、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、オンライン決済の増加や、従業員と顧客の接触機会を減らすという観点から、キャッシュレス決済の普及が進んでいます。特に東南アジアではQRコード決済が普及し、多様なサービスが乱立しているため、各国でQRコード決済の規格を国内で統一する動きがあります。日本でも国際標準（EMVCo）に則り一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「PJ A」という。）により策定されたQRコード決済の統一規格（以下「JPQR」という。）の全国展開が2020年6月より開始されました。

経済産業省では、キャッシュレス決済の更なる普及促進や今後の観光需要回復に伴うインバウンド・アウトバウンド消費の拡大を目的として、JPQRと東南アジアのQRコード決済の統一規格との相互運用（以下、「相互運用」という。）の実現に向けた検討を進めています。令和4年12月9日にはインドネシア銀行と「統一QRコード決済分野における協力に関する日本国経済産業省とインドネシア銀行との間の協力覚書」に署名を行いました。

一方、相互運用の実現には電文スイッチングや精算を行うシステムを構築し、運用する国際スイッチャーが必要ですが、日本にはまだ存在していません。

本事業では、相互運用を行う際の電文スイッチングや精算を行うためのシステムを構築する際に要する経費の一部を補助することにより、将来的に相互運用を実現させることで、国内外でのQRコード決済の利便性を高め、キャッシュレス決済の推進を後押しするとともに、インバウンド、アウトバウンド消費額の増大に寄与することを目的とします。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

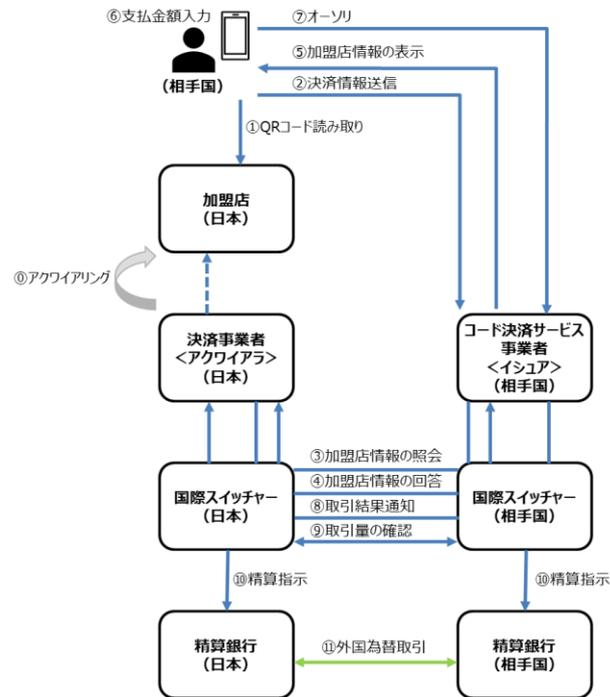
補助事業者は、「1-1. 事業目的」の達成に向けて、(1)に示す相互運用における支払いの実現イメージを参考に(3)の機能を網羅した相互運用を行う際の電文スイッチングや精算を行うためのシステムの構築に取り組みます。

(1) 相互運用における支払いの実現イメージ

静的MPMによる支払いの実現イメージは以下のとおり。日本へのインバウンドの事例を記載しているが、日本からのアウトバウンドについても同様の処理（反対）を行う。

なお、システム構築の段階から今後の可能性を考慮し、CPMや動的MPMについても検討を進めることは問題ない。

図1 日本で相手国決済サービスを利用した場合に想定される決済フロー（日本へのインバウンドの事例）



I. QRコードの読み取り

相手国の消費者は、母国のコード決済サービスアプリにてJPQRのQRコードを読み取る。反対に、アウトバウンドにおいては、日本の消費者は、国内のコード決済サービスアプリより相手国に設置してあるQRコードを読み取ることで支払いを行う。

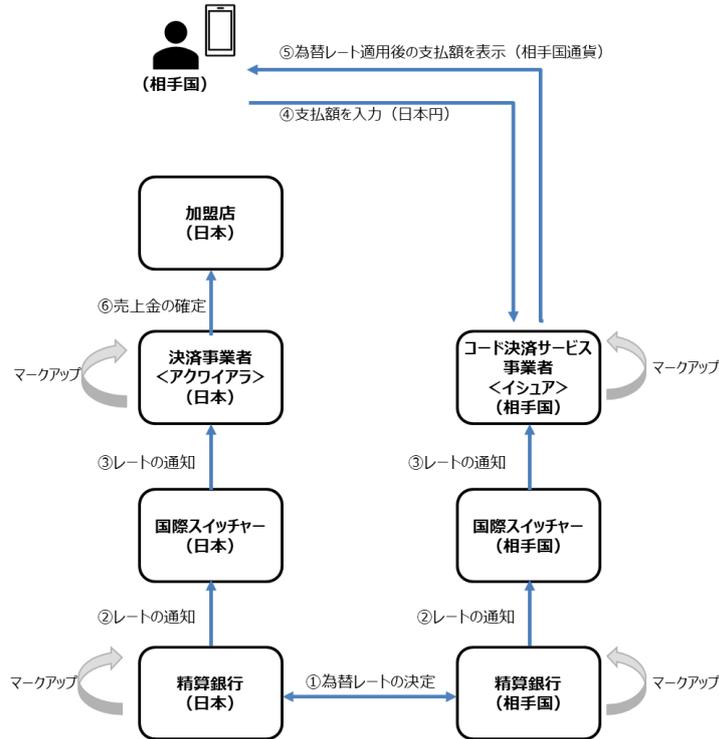
II. 支払いの実施

相手国の消費者は、表示された店舗名等を確認の上、相手国の通貨（日本へのインバウンドの場合、日本円）にて金額を入力し、支払いを実行する。実行結果は、コード決済サービス事業者にて処理され、消費者へ通知されるとともに、母国スイッチャーへも通知される。母国スイッチャーは、決済結果を相手国スイッチャーへ通知し、相手国スイッチャーはアクワイアラへ通知を行う。決済結果を受けたアクワイアラは、店舗に対し、当該決済結果を通知する。

III. 資金決済の実現

相手国通貨で入力された決済額は、母国通貨に換算され、コード決済サービス事業者により消費者アカウントから引き落としがなされる。換算を行う際の為替レートについては、各国の資金決済銀行が定めたレートを基本とする。為替レートの適用期間については、資金決済銀行間の取り決めにより決する。

図2 資金決済における為替レートの設定方式（想定）



(2) 本事業におけるシステムの関係者

本事業におけるシステムの関係者は下表のとおりである。

事業の実施にあたっては、JPQRの運用主体であるPJ Aと連携を行うこと。

関係者	役割／関係性
消費者	自国の決済サービスを海外の店舗で使用し、支払いを行う。
加盟店	統一QRコードが設置されている店舗。
決済事業者<アクワイアラ>	相手国のコード決済サービスを自国の店舗において利用可能とする契約を締結する事業者。
コード決済サービス事業者<イシュア>	消費者に対し決済サービスを提供する事業者。
国際スイッチャー	電文スイッチング、精算を行うシステムを構築・運用する。
精算銀行	国際スイッチャーからの指示を受け、精算を実行する金融機関。
統一QRコードの運用主体	統一QRコードを運用する主体。日本ではPJ Aであり、相互運用について、全体のスキームを検討している。

(3) 本事業で構築するシステムの要件

[1] 電文スイッチング

電文スイッチングには以下の機能を含めること。

- ① 相手国国際スイッチャーと連携し、契約店情報の送受信、決済完了通知の送受信、精

算金額の送受信を行う。

- ② 相手国のコード決済サービスを、日本の店舗において利用可能とする契約を締結する事業者（日本のアクワイアラ）に対し、契約店名等の相手国サービスの実行に必要な情報の収集を行う。
- ③ 清算処理（クリアリング）を行う。
 - 一定期間内の決済について、相手国との仕向額、被仕向額の計算を行う。
 - 精算銀行に対し、相手国の資金決済機能への送金指示を行う。
 - 精算銀行に対し、日本イシュアからの徴収金額を指示する。
 - 精算銀行に対し、日本アクワイアラへの資金分配額を指示する。
- ④ 清算処理に伴い発生する、関係者に対する金額の通知等を行う。
- ⑤ 為替レート等相互運用を実施するうえで必要な情報について必要とする相手先へ適時に展開する。

[2] 精算

精算行為自体は精算銀行で実施するため、精算銀行への情報提供や指示を行えるよう精算銀行へ接続できる機能を含めること。

なお、精算銀行については、相手国の提示する条件も踏まえて経済産業省と相談の上、選定を行うこと。

なお、本事業で構築するシステムについては

- 24時間365日サービスを行うことを前提とすること。
- 精算銀行や今後の相手国との協議において追加が必要と認められる機能も含めること。

(4) 本事業で対象とするシステムの構築フェーズ

- 本事業で構築するシステムについては、事業実施期間内にユーザー受け入れテスト（UAT）まで実施を終えること。
- 運用開始時期については相手国、経済産業省とも協議のうえ事業終了時まで決定し、運用開始までのスケジュールを示すこと。

本事業対象範囲



なお、当初想定していなかった事由により、システムの構築が遅れ、本事業対象範囲のフェーズまで終了できないことが判明（可能性を含む）した場合には早急に経済産業省に報告を行い、対応を協議すること。

また、システムの構築が遅れた原因、現在の状況、今後のユーザー受け入れテスト終

了までのプロセスを記載した報告書を提出の上、システム構築の遅れを踏まえた運用開始時期を示すこと。

<事業遂行に際しての留意点>

- 実施される相手国との協議、国内での協議に参加し、必要な情報を提供すること。
なお、P J Aにおいて相手国との協議がすでに始まっていることから、本事業実施過程において、相手国との調整が必要な場合は必要に応じてP J Aとともに調整を行うこと。
- 相手国や日本の関係者からの問い合わせに対し、適時に対応を行える体制を整えること。
- 本事業ではまずはインドネシアを念頭にシステムの構築を進めることとするが、今後の協議次第で追加になる国（※）との相互運用についても積極的に検討を行うことが望ましく、システムの構築にあたってはインドネシア以外の国とも相互運用の実現が可能になるよう設計すること。
（※）シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンを想定。
- 本事業は単年度での実施だが、本事業終了後においても相互運用は今後持続的に発展することが求められるため、ビジネスとして安定的かつ自立的な運用が行えるように工夫を行うこと。

1－4．事業実施期間

交付決定日～令和6年3月29日

1－5．応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 決済関係のシステム構築を行った経験を有し、システムを構築する上で不自由がないこと。
- ⑥ 英語でのシステムの仕様に係る技術的な議論を行う能力を有すること。
- ⑦ 日本及び相手国の合意に基づき相互運用が継続する限り、本事業で構築したシステムの運用を行う能力及び意思を有すること。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1件

2-2. 補助率・補助額

補助対象経費の1/2（大企業）、2/3（中小企業等）とし、73,000千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払いとなります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

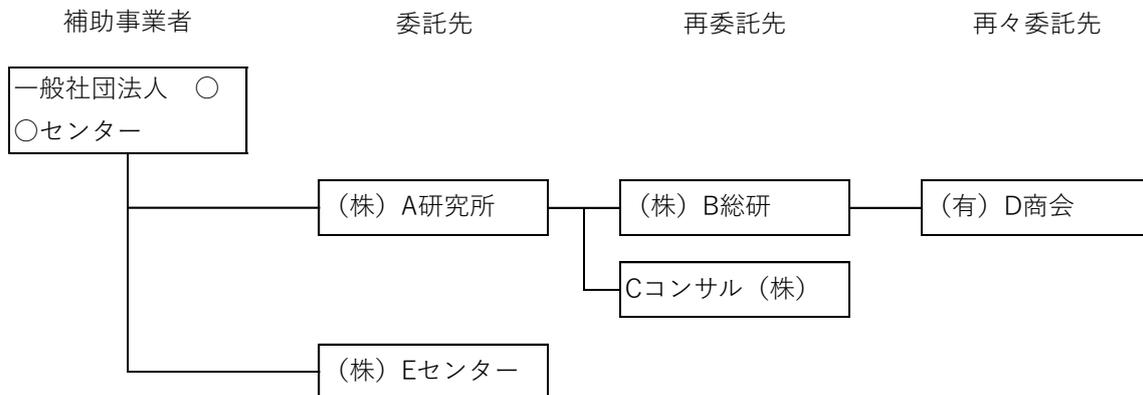
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和5年3月31日（金）

締切日：令和5年5月8日（月）15時必着

※Jグランツを利用する場合、締め切り日の15時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の15時までに到着が確認できたもの。

4-2. 説明会の開催

開催日時：令和5年4月12日（水）15時～16時

「Teams」を用いて行うので、【10. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、Eメールアドレス）を令和5年4月10日（月）15時までに登録すること。（事前にテスト連絡をする場合がある。）「Teams」が利用できない場合は、概要を共有するので、その旨を連絡するとともに連絡先を登録すること。

4-3. 応募書類

① 以下の書類を送付してください。

- ・申請書（様式1）
- ・提案書（様式2）
- ・会社概要（パンフレットなど）
- ・直近1年分の財務諸表

② 補助金申請システム「J Grants」または電子メールで応募を受け付けます。

J Grantsでは、本申請を受け付けるとともに、J Grantsで行われた申請等に対しては原則として、J Grantsで通知等を行います。J Grantsを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、電子メールで申請してください。

※J Grantsでの提出方法等の詳細はJ Grantsに掲載しているマニュアルを参照してください。<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

電子メールの場合には、書類を「bz1-cashlesspayment_member@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「令和4年度第2次補正「モバイル決済モデル統一規格・海外連携事業費補助金（統一QRコード決済の相互運用に係るシステム構築事業）」申請書」としてください。

③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メールにより以下に提出してください。

<Jグランツの場合>

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

<電子メールの場合>

「bz1-cashlesspayment_member@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「令和4年度第2次補正「モバイル決済モデル統一規格・海外連携事業費補助金(統一QRコード決済の相互運用に係るシステム構築事業)」申請書」としてください。また、応募書類を電子メールで送付した後は、03-3501-1252(経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室 担当:中田、箕輪)まで、電話にて電子メールが到着していることを確認してください。

※ Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者(登記法人ではない実行委員会、組合など)は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。期限に余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5-2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①及び②を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性が十分か。
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ 提案内容に安定したシステム運営や情報セキュリティに配慮した工夫が見られるか。
- ⑫ 本事業におけるシステムの関係者と円滑なコミュニケーションを実施する工夫が見られるか。
- ⑬ 本システムの基礎となるJ P Q Rについて十分な理解を有しているか。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
モバイル決済モデル統一規格・海外連携事業費補助金（統一QRコード決済の相互運用に係るシステム構築事業）	
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費

Ⅱ. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会議借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入、製造に必要な経費
(借料及び賃料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	<p>事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> -通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） -光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） -設備の修繕・保守費 -翻訳通訳、速記費用 -文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交

付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室
担当：中田、箕輪
E-mail：bz1-cashlesspayment_member@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和4年度第2次補正「モバイル決済モデル統一規格・海外連携事業費補助金（統一QRコード決済の相互運用に係るシステム構築事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上